

Agricultural Policies in OECD Countries: Monitoring and Evaluation 2005

Summary in Japanese

OECD 諸国の農業政策：監視と評価 2005

日本語翻訳

要旨

OECD 全体としては、1990 年代後半以後、生産者助成の水準にほとんど変化は見られない。1986～88 年には農家総収入の 37%を占めていたのが、2002～04 年には 30%に減少しているが、初めてこの水準に達したのは 7 年前の 1995～97 年のことである。助成水準が毎年変動するのは主に、国際貿易価格の変動が国内市場に影響するのを抑制しようとする政策措置のせいである。農業政策改革は、生産者助成制度の変革、特に、生産に結びついた措置からの移行に焦点を当てている。この傾向は今後も続くと考えられるが、それでもほとんどの国で、生産に結びつく措置が未だに主流であることに変わりはなく、それが生産の促進、貿易の歪曲、農業生産物の世界価格の低下につながっている。さらに、未だに改革の効果がそれほど見られない農作物部門もあり、対策のばらつきについても対処することが急務である。生産に結びついた助成からの脱却傾向が見られるとはいえ、目的と支援対象を明確に絞った政策への転換はまだ十分とはいえない。政策運営の透明化を図り、具体的な結果達成を目指した政策の形成や、優先事項の変化に柔軟に対応できる政策の立案を確実なものとするためには、更なる努力が必要である。

OECD 加盟国の農業助成水準は未だに高いが、国によって大きなばらつきが見られる

2004 年の OECD 全体での生産者助成総額は 2,790 億米ドル、あるいは 2,260 億ユーロと推定される。生産者補助水準（%PSE）で見ると、これは農家総収入の 30%にあたり、2003 年と同じ水準である。研究、インフラ整備、検査、マーケティングおよび販促活動など、一般的なサービスへの支援も含めた農業助成総額は 2004 年には OECD の GDP の 1.2%に相当した。

OECD 加盟国別で見ると、2002～04 年の農家総収入に占める生産者助成の割合は、オーストラリアとニュージーランドで 5%未満、カナダ、メキシコ、米国では 20%前後、トルコでは 25%である。EU¹は 34%で、これは OECD 平均の 30%を上回っている。日本と韓国では平均すると 60%前後、アイスランド、ノルウェー、スイスでは 70%前後となっている。

1986～88 年以降、生産者助成の水準はほとんどの国で低下しているが、ノルウェーでは同水準を維持し、トルコでは上昇している。生産者助成水準が最も下がったのはカナダで、メキシコ（1991～93 年以降）とニュージーランドも減少が顕著である。助成水準の高い国の中では、スイスの減少が著しい。OECD 全体の農業助成総額の対 GDP 比は、1986～88 年の 2.3%から、2002～04 年には 1.2%まで低下している。これはトルコを除いた OECD 加盟国全てに見られる傾向である。トルコでは農業助成総額の対 GDP 比が増加しているが、これは GDP 水準や経済成長などが反映されているためである。

生産者助成の方法を改革する努力が続けられているが、改革の進んでいない部門もある

生産と貿易を最も歪める助成措置、つまり、産出量・投入量に関連する助成が生産者助成全体に占める割合は、1986～88 年の 91%から、2002～04 年には 74%に減少した。産出量に関連する助成の減少は、生産者価格と輸出入価格の格差縮小にも現れている。1986～88 年、OECD 全体の生産者価格の平均は、輸出入価格を 60%上回っていたが、2002～04 年には、その格差は 30%に縮小した。格差の縮小幅が最も大きかったのは、スイス、EU、ノルウェーなど、助成水準が OECD 平均より高かった国々である。しかし、縮小のほとんどが、1990 年代後半以前に起こっている。こうした助成形態の減少は、作付面積や家畜数に基づく支給の増額や、農家収入への影響を抑制してきた従来からの助成金の増額と同時に進行しており、中には、規制遵守（コンプライアンス）を条件とする補助もある。

1986～88 年と 2002～04 年を比較すると、製品ごとの助成水準の格差はすべての国で縮小しており、縮小幅が最も小さかったのは EU、日本、韓国、最も大

¹ 2004 年以降、助成金推計は EU 加盟 25 カ国の数字を基にしている。EU 加盟国で OECD に加盟していない 6 カ国（キプロス、エストニア、ラトビア、リトアニア、マルタ、スロベニア）は、EU 加盟国の助成金合計には含まれているが、OECD 合計には含まれていない。

きかったのはカナダとスイスであった。格差縮小幅が大きく、また助成内容の改善が最も進んだ商品は、羊肉と米以外の穀物である。砂糖、米、牛乳は依然として、最も手厚い保護を受けている商品である。

EU 拡大は、既加盟国、新加盟国双方にとって重要な出来事であった

2004 年 5 月 1 日、チェコ共和国、ハンガリー、ポーランド、スロバキア共和国の OECD 加盟 4 カ国を含む 10 カ国が EU に新たに加盟した。正式加盟前に締結された条約により、EU25 カ国間の貿易は既に拡大しており、正式加盟によってさらに拡大すると見られている。新たに加盟した 10 カ国にとって、EU25 カ国以外が主要な輸入元となっているのは、穀物分野のみである。EU 新加盟国では、正式加盟の過程が、農業生産者助成や農業分野での一般サービス支援の漸増をもたらした。それでも、新加盟国の生産者助成水準は、残りの 15 カ国よりも低い状態にある。その結果、EU 拡大により、EU 全体の生産者助成水準は 1% 低下するとみられる。

EU 単一直接支払い制度の実施方法について、決定が下される

2003 年の共通農業政策 (CAP) 改革の一環として、EU15 カ国中大半の国々で、単一直接支払い制度を 2005 年に導入することが決定され、残りの国々 (フィンランド、フランス、ギリシャ、オランダ、スペイン) でも 2006 年に開始されることとなった。ドイツ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、英国は、単一直接支払い制度のデカップリング条項 (農業助成削減のため価格支持をやめ直接所得補償を行う方式) を最大限利用することになったが、フランスは最小限の適用に留めることを選択した。大半の国々は、生産者別に従来から支給されてきた助成金に基づく単一直接支払い制度を考えているが、デンマーク、フィンランド、ドイツ、ルクセンブルグ、スウェーデン、英国は、生産者別の従来の助成と地域別の支給の両方を合わせた形にしている。マルタとスロベニアを除く新加盟国は 2004 年に作付面積に応じた単一直接支払い制度 (SAPS) を開始、農地全体に対して一律のレート (8 カ国平均 1 ヘクタールにつき 48 ユーロ) を適用、また、10 カ国すべてが、「付加」支給を行っている。その結果、キプロス、マルタ、スロベニアを除く新加盟国で農業収入が増加している。SAPS の暫定的な段階を経て、新加盟国は地域モデルを基盤にした単一直接支払い制度を実施していくことになっている。

2004 年には助成プログラムに関して、他にも特筆すべき進展があった

米国では、穀物価格の下落のため、マーケティング・ローンや景気循環対策支援プログラムを通じての助成が増大した。EU は、オリーブ油、ホップ、綿花、タバコに対する作物別助成を 2006 年 (ホップについては 2005 年) から、徐々に

単一直接支払い制度へ組み入れていくことを決定している。カナダでは、「カナダ農業所得安定化プログラム」が複数の所得補助措置に代わって実施されるようになり、フランス、イタリア、韓国、スペインでは、保険プログラムが拡大された。一部の国では、減税、あるいは、燃料価格の上昇に対応する補助金支給などの措置が取られている。気象災害に対する緊急援助金は、多くの国で支給された。

2004～07年のスイスの農業政策の主要な柱は、乳製品の割当制度の段階的な廃止である。米国は、2005年以降タバコの割当制度を廃止し、その後10年間にわたる割当買取制度を実施すると発表した。日本では、米の生産調整制度に柔軟性を持たせる措置が導入され、政府による米の買取価格が定価ではなく、入札で決定されることになった。ノルウェーは、牛乳割り当ての民間取引を促進する措置を決定した。

農業環境政策および食品安全政策が立案されている

オーストラリア、カナダ、メキシコ、米国では、水資源の分配および利用を改善する措置が導入された。ノルウェーは、農業環境保護支援を目的とし、より調和のとれた枠組を設定した。EUでは、農業助成の条件として環境基準の遵守が義務化され、これは日本でも取り入れられた。デンマークとノルウェーでは、農業から生じる環境汚染物質への課税が強化された。遺伝子組み換え作物（GMO）などのトレーサビリティ制度を実施したり、食品の安全基準や監視体制を再編したりした国もある。

貿易協定やWTO農業委員会の議論が、改革のプロセスに影響を与える

2004年、OECD加盟国のほとんどが、二国間あるいは地域間で、貿易協定の締結あるいは施行に関わった。こうした貿易協定は通常、農産物分野も含んでいるが、センシティブ品目については、自由化の対象から除外されることが多い。2003年9月に交渉の行き詰まったWTOドーハ・ラウンド（DDA）は、2004年に交渉が再開された。農業の枠組設定では進展が見られたが、詳細では重要な点をさらに話し合う必要がある。二国間協定や地域協定が政策調整のきっかけとなることはあるが、農業政策改革を促進するためには、多国間レベルでの前進が必要である。

DDAの決着が遅れたこともあり、WTOの農業関連の各種委員会では討論の件数が増えている。抗議を申し立てる側にはOECD加盟国、非加盟国の双方がいるが、申し立てられる側は大抵の場合、OECD加盟国である。委員会で取り上げられる議題は、国内助成、輸出補助、市場参入措置、国営商社、植物検疫規定など、多岐にわたっている。こうした委員会の結論が、国内政策の改革や、現在交渉が行われている多国間協定の行方に大きな影響を及ぼすことになるだろう。

© OECD 2005

本要約は OECD の公式翻訳ではありません。

本要約の転載は、OECD の著作権と原書名を明記することを条件に許可されます。

多言語版要約は、英語とフランス語で発表された OECD 出版物の抄録を
翻訳したものです。OECD オンラインブックショップから無料で入手できます。

www.oecd.org/bookshop/

お問い合わせは OECD 広報局著作権・翻訳部にお願いいたします。

rights@oecd.org

Fax: +33 (0)1 45 24 13 91

OECD Rights and Translation unit (PAC)
2 rue André-Pascal
75116 Paris
France

Visit our website www.oecd.org/rights/

